



## 2022年1月以降の雇用調整助成金の特例措置

### ～原則的な措置の日額上限は縮小～

厚生労働省は、11月19日、2021年1月から3月までの雇用調整助成金の特例措置等(※1)の取扱いを発表した。雇用調整助成金の特例措置の地域特例(※2)と業況特例(※3)は助成率と日額上限を継続する一方、原則的な措置の日額上限については中小企業、大企業ともに1～2月を11,000円に、3月を9,000円に縮小するとしている(原則的な措置の助成率は継続)。コロナ禍が長期化し、雇用保険財源が悪化していることが背景にある。4月以降の取扱いは、雇用情勢を見極めながら検討され、2月中に発表される。

需要が回復せず休業による雇用維持に努めている加盟組合の事業場では、緊急事態宣言等がすでに解除されている現在、業況特例の要件を満たしていなければ、11月以降は原則的な措置が適用されている。この原則的な措置の日額上限が来年1月以降は13,500円から縮小されることになる。これに伴い、受け取る助成金額が減少する企業も発生することになる。

休業が続いている加盟組合は、休業手当の引き下げや雇用調整などの合理化が発生する可能性を踏まえ、今後の企業の需要動向や業績見通しなどを労使協議を通じて把握し、経営チェックの強化をはかる必要がある。

- (※1) 雇用調整助成金に加え、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
- (※2) 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が実施され、時短等に協力する企業について、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金は助成率8割(解雇等を行わない企業は10割)、日額上限15,000円
- (※3) 売上等が前年、前々年(2022年1月以降は3年前も)に比べ3割以上減少している企業について、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金は助成率8割(解雇等を行わない企業は10割)、日額上限15,000円

(別紙)

- ・厚生労働省「令和4年1月以降の雇用調整助成金の特例措置等について」

(政策局 松浦)

報道関係者各位

令和3年11月19日

【照会先】

職業安定局 雇用開発企画課

課長：中村 かおり

課長補佐：楠田 暁夫

(代表) 03-5253-1111(内線 5816)

(直通) 03-3502-1718

職業安定局 雇用保険課

課長：長良 健二

課長補佐：伏木 崇人

(代表) 03-5253-1111(内線 5763)

(直通) 03-3502-6771

## 令和4年1月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

(注) 以下は、事業主の皆様にご覧いただき、政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、令和4年1月～3月の具体的な助成内容は別紙をご参照ください。

令和4年4月以降の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）」に沿って、雇用情勢を見極めながら具体的な助成内容を検討の上、2月末までに改めてお知らせします。

### ※ 休業支援金・給付金の申請期限

休業支援金・給付金の申請期限については、令和3年9月15日にお知らせしたとおり、令和2年4月～令和3年9月の休業に係る申請期限の延長が令和3年12月末までとなっております。休業していた時期から申請までの期間が長くなると、事実確認等が困難になりますので、できる限り早期に申請してください。

(参考1) 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

コールセンター 0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

(参考2) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

コールセンター 0120-221-276 受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15

(参考3) 令和3年12月までの助成内容はこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/r312cohokurei\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/r312cohokurei_00001.html)

## 雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

## 休業支援金等

		令和3年 5月～12月	令和4年 1・2月	令和4年 3月
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

		令和3年 5月～12月	令和4年 1月～3月
中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円
	地域特例(※5)	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円
	地域特例(※5)	8割 11,000円	8割 11,000円

- (※1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」といふ)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。 ※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。  
※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。
- (※2) 令和3年12月までは、生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主。令和4年1月～3月は、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前年同期比30%以上減少の全国の事業主。  
なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。
- (※3) 【令和3年12月まで】原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。  
【令和4年1月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
- (※4) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。
- (※5) 休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。なお、上限額については月単位での適用とする。  
(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置  
→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)
- (※6) 雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。